

ウ 国庫支出金

国庫支出金は、特定の行政目的を達成するために、当該行政に要する経費に充てることを条件に国から交付される収入であり、国の負担義務に基づく国庫負担金（たとえば、小学校の教員の給与費は県が支払っていますが、国はその二分の一を負担することとなっています。）や、奨励的・財政援助的な性格を有する国庫補助金（道路、学校などの建設に対する補助金など）、国の事務の委託に伴う国庫委託金などからなっています。国庫支出金は、県の収入の中では一番大きな割合を占めており、この動向が県の財政運営に大きな影響を及ぼす重要な収入です。

本年度の収入見込額は、千四百六十七億円で全体の三一パーセントとなっています。

エ 県債

県債は、県の借入金でその償還が二ヶ年度以上にわたるものです。県債は、学校や庁舎などの建設のように一時に多額の経費を必要とし、しかも長期間にわたって利用することができるものなどの

財源に充てられます。それは例え

ば、大規模な建設事業や災害復旧事業を実施する場合、これをその年度の収入だけでまかなうことは到底不可能でなし、特に県民が長期間にわたって利用する施設は、それを利用する後世代の県民が借入金の償還という形で少しずつ負担していくという方が理にかなっているからです。また、有料道路などの事業も、当初借入金でまかない、将来の料金収入でこれを償還していく方が適切であるからです。

このように、県債に依存することもやむを得ない場合、あるいはその方が適当な場合には県債を活用すべきですが、もちろん過度に県債に依存することは財政の健全性をそこなうことにもなりかねませんので、十分注意しなければなりません。

本年度の県債の発行予定額は、これまで発行した県債発行額が相当額に達したこともあり、歳入依存を極力抑えまし結果三百二十三億円となり、歳入に占める割合は前年度の八・六パーセントから六・八パーセントへと低下しました。

た。

オ その他の収入

以上のほか県の収入としては、県の行う事業などによって特に利益を受ける者から徴収する分担金・負担金、高等学校の授業料や美術館の観覧料など、公の施設の利用につき徴収される使用料、特定の者のためにする事務について徴収される手数料、財産収入、寄附金等があります。

(二) 性質別にみた収入

ア 自主財源と依存財源

県の収入はこれまで述べましたとおり多種多様ですが、これらの収入を県の収入の調達方法からみて、自主財源・依存財源として区分する方法があります。

すなわち、自主財源とは、県が自らその権能を行使して調達することのできる財源をいい、県税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金などがこれに当たります。

また、依存財源とは、国庫支出金、地方譲与税、地方交付税、県債などのように、その額と内容の決定が国の意志や国で定める具体的基準によって行われものをい

100

表3 自主財源と依存財源の構成比

区 分	50	
	自主財源	依存財源
57年度当初	31.8	68.2
56 "	29.8	70.2
55 "	29.8	70.2
54 "	27.2	72.8
53 "	27.8	72.2

ます。

県の収入としては、自主財源の性質上その割合が高い方が一般的には財政運営に自主性があるといえます。本県の場合は、自主財源が三一・八パーセントで、依存財源がかなり高い財政構造となっております。（表三）

イ 一般財源と特定財源

収入の用途の拘束性に着目して、一般財源と特定財源として区分する方法があります。

一般財源とは、その用途について何らの制限もなないかなる経費

についても一般的に充てることができる収入をいい、特定財源とは、一定の用途のみに使用できる収入をいいます。

一般財源と特定財源の区分は、厳密にはかなり「ずかしい」場合がありますが、一般的には、県税、地方譲与税及び地方交付税を一般財源とすることが多く行われています。またこれらのほか、目的の特定されていない一般寄附金や用途の特定されていない財産収入なども一般財源に区分することができます。

特定財源の代表的なものは、国庫支出金、県債です。これらは特定の事業に充てられることを条件として交付され、あるいは起債の許可が行われるものです。このほか、分担金・負担金、使用料・手数料などは原則として特定財源に区分されます。

本県のここ数年の一般財源と特定財源の推移をみますと、昨年度までは特定財源が全体の五〇パーセントを上回っていましたが、本年度において一般財源が五〇パーセントとなりました。（表四）

表4 一般財源と特定財源の構成比

区 分	50	
	一般財源	特定財源
57年度当初	50.1%	49.9%
56 "	47.4%	52.6%
55 "	46.0%	54.0%
54 "	44.2%	55.8%
53 "	45.7%	54.3%

二、歳出のあらまし

県の支出する経費は、大きくいって県自身の内部管理的な経費と県民の皆さんに直接サービスを提供するための経費とによって構成されています。

県民サービスのための経費の中には①道路、学校などの物的施設の整備のために支出される経費②マンパワーによるサービスのために支出される経費（教員、警察官など県の行政サービスはマンパワーによるサービスが大きな比重を占めています。）③金融的な方

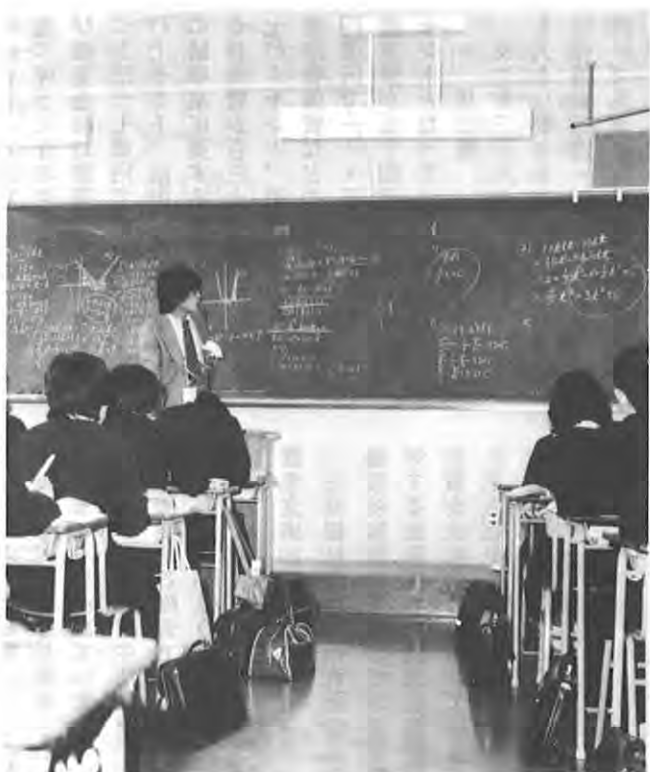
法によるサービス経費（融資や利子補給など）④県民に対して直接移転的に支出される経費（生活保護費や老人医療費の支給など）などさまざまな種類のものを含んでいます。

このような経費の内容をみてみる場合に、通常、これを「教育費」、「土木費」、「農林水産業費」などのように、行政の目的に従って分類する方法あるいはま

た、「消費的経費」、「投資的経費」などのように、経費がどういう行政目的に使われるかでなく、いわば横断的にその性質によって分類する方法が行われます。そこで県の支出する経費をこの二つの分類方法でみてみましょう。

(一) 行政目的別にみた経費の概況

ア 教育費



高 校 授 業 風 景